

# 住民異動等が多くなる3月下旬から4月上旬は 窓口業務時間を延長します

延長期間●3月25日(木)～4月6日(火) 延長時間●午後5時15分～午後7時

## 延長期間中に利用できる窓口

**美郷町役場**  
☎0187(84)1111

- 住民生活課**
- 住民異動受付(転入、転出、転居など)
  - 証明書の発行(住民票、戸籍関係、印鑑証明)
  - 戸籍届出の受領 ●印鑑登録
  - 国民年金資格異動受付
  - 埋火葬に関する手続き

- 教育推進課**
- こども園の入退園手続き、相談
  - 放課後児童クラブの入退所手続き、相談

- 税務課**
- 各種証明書の発行(所得証明など)
  - 納税相談

- 出納室**
- 町税、保険料の収納
  - 使用料、負担金等の収納

- 福祉保健課**
- 国民健康保険資格異動受付
  - 後期高齢者医療資格異動受付
  - 福祉医療費受給申請受付
  - 児童手当受給申請受付

**六郷出張所**  
☎0187(84)4040

**仙南出張所**  
☎0187(84)4915

- 証明書の発行**
- 戸籍関係証明書(戸籍謄本など)
  - 課税(非課税)証明書
  - 軽自動車税(種別割)納税証明書(車検用)
  - 住民票
  - 所得証明書
  - 資産証明書
  - 印鑑登録証明書
  - 納税証明書
  - 合併証明書
  - 身分証明書

- 届出の受付等**
- 死亡届・死産届の受領 ●各課への文書の取り次ぎ ●埋火葬に関する手続き
- ※転入、転出、転居などの住民異動は、これまでどおり町住民生活課へ届け出ください。

- 町税等の収納**
- 町税、保険料の収納 ●使用料、負担金等の収納



※町税等の納付には、口座振替やコンビニエンスストア収納もご利用ください。

## 窓口業務時間 確認カレンダー

		3月										4月											
		21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日
○業務日	◎時間を延長する日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
美郷町役場	8:30~17:15	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	休
	17:15~19:00	休	—	—	◎	◎	◎	休	休	◎	◎	◎	◎	◎	休	休	◎	◎	◎	—	—	休	休
六郷・仙南出張所	8:30~17:15	休	休	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	○	休
	17:15~19:00	休	休	—	◎	◎	◎	◎	休	休	◎	◎	◎	◎	休	休	◎	◎	—	—	—	—	休

毎週水曜日は美郷町役場・各出張所ともに午後7時まで利用できます

利用できる窓口	美郷町役場			六郷・仙南出張所
	住民生活課	税務課	出納室	
取扱業務内容	各種証明書の発行	○	○	○
	届出の受付等	○ ※死亡届の受領等		○
	町税等の収納		○	○

各出張所は、日曜日と月曜日が休業日です。また、学友館と公民館の休館日も休業となります。詳しくは、巻末の「町のカレンダー」をご覧ください。

# 秋田県知事選挙

投票日は  
4月4日(日)



## 1 日程

告示日●3月18日(木)  
投票日時●4月 4日(日) 午前7時～午後7時

## 2 美郷町で投票できる方

平成15年4月5日以前に生まれ、令和2年12月17日以前から美郷町に住所を有している方  
※投票するためには、町の選挙人名簿に登録されている必要があります。

## 3 期日前投票について

期日前投票のできる時間	午前8時30分～午後8時
期日前投票ができる人	選挙の当日、仕事や旅行などで投票所に行けない見込みの方
必要なもの	入場券(入場券裏面の「宣誓書」に、投票する方の住所、氏名、理由をあらかじめ記入してください)※

※入場券をなくした場合でも、町の選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票の際に受付へお申し出ください。

日付	3 月														4 月			
	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1日	2日	3日	4日
曜日	木	金	土・祝	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
														前投票開始 3力所 期日				
投票所																		
期日前																		
美郷町役場		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美郷町学友館		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○
美郷町公民館		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○

## 4 不在者投票の請求はお早めに

### (1) 仕事などで町内において投票ができない方へ

仕事や旅行などで他の市町村に滞在されている方、またはそのような見込みのある方は、**滞在地において不在者投票ができます。**請求用紙は町選挙管理委員会にありますので、滞在先の住所を書いたメモ等を持参のうえ、お早めに手続きをしてください。

なお、病院や施設等に入院または入所されている方は、その病院や施設等で不在者投票ができる場合がありますので、まずはそちらにお問い合わせください。

### (2) 郵便等による不在者投票について

次の①から③のいずれかに該当する方は、郵便等による不在者投票の請求ができます。この場合、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、町選挙管理委員会までお早めにお問い合わせください。

- 身体障害者手帳をお持ちで、障がいの程度が3級以上(両下肢や移動機能等の障がいの場合は2級以上)の方
- 戦傷病者手帳をお持ちで、障がいの程度が第3項症以上(両下肢等の障がいの場合は第2項症以上)の方
- 介護保険被保険者証に要介護状態区分が要介護5として記載されている方

問●美郷町選挙管理委員会・美郷町明るい選挙推進協議会事務局(町総務課内) ☎0187(84)1111